

## 第1回堺市・美原町合併協議会会議録

日 時 平成15年6月20日(金)  
会 場 美原町立中央公民館(5階 大集会室)  
開 会 午後2時1分開会  
閉 会 午後4時22分開会

### 出席委員等(33名)

会 長	米 原 淳七郎				
副会長	木 原 敬 介			高 岡 寛	
委 員	内 原 達 夫	栗 駒 栄 一	野 田 博	筒 居 修 三	
	高 岸 利 之	中 村 勝	米 谷 文 克	池 田 貢	
	中 井 國 芳	小 郷 一	服 部 正 光	池 田 範 行	
	加 藤 均	菅 原 隆 昌	肥 田 勝 秀	井 上 敏	
	奥 野 新太郎	清 水 謙 一	奥 田 ひろ子	高 島 正 一	
	津 塩 壽 郎	中 尾 良 和	田 中 昭 二	西 原 広 好	
	長 田 光 之	槇 峯 正 一	平 野 紀代子	松 岡 義 典	
	山 口 典 子		宮 原 嘉 徳		

### 欠席委員等(なし)

### 顧問(1名)

石 原 信 雄

### 監査委員(2名)

曾我部 篤 爾

桐 山 克 己

### 堺市・美原町合併協議会事務局出席員

吉 田 幸 男

倉 宏 二

吉 田 景 司

藤 田 卓 也

山 岡 一 夫

光 齋 かおり

比 嘉 宏 幸

増 田 宣 典

北 口 雅 章

小 走 伸 吾

三 浦 直 子

吉 野 昭 平

## 第 1 回堺市・美原町合併協議会 次第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 委員等紹介
- 4 報告事項
  - 報告第 1 号 堺市・美原町合併協議会規約について
  - 報告第 2 号 堺市・美原町合併協議会規約に関する協議書について
  - 報告第 3 号 堺市・美原町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について
  - 報告第 4 号 堺市・美原町合併協議会規約に関する確認書について
  - 報告第 5 号 堺市・美原町合併協議会幹事会設置規程について
  - 報告第 6 号 堺市・美原町合併協議会事務局規程について
  - 報告第 7 号 堺市・美原町合併協議会財務規程について
  - 報告第 8 号 堺市・美原町合併協議会平成 1 5 年度収入支出済額明細書について
  - 報告第 9 号 堺市・美原町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について
- 5 協議事項
  - 協議第 1 号 堺市・美原町合併協議会会議運営規程（案）について
  - 協議第 2 号 平成 1 5 年度堺市・美原町合併協議会事業計画（案）について
  - 協議第 3 号 平成 1 5 年度堺市・美原町合併協議会予算（案）について
  - 協議第 4 号 基本 4 項目の取り扱いについて
  - その他協議事項 今後の協議会日程について
- 6 その他
- 7 閉 会

午後 2 時 1 分開会

吉田事務局長 定刻でございますので、ただいまから第 1 回堺市・美原町合併協議会を開会いたします。

私、当協議会の事務局長の吉田でございます。本日の司会を務めさせていただきますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の次第に基づきまして進行させていただきたいと存じます。

最初に、開会に当たりまして当協議会の米原会長からごあいさつを申し上げます。会長、よろしくお願いいたします。

米原会長 ただいまご紹介いただきました米原でございます。大体私が何をしゃべるかというのは、ここに書いてあるんでございますが、その前に一言だけ書いてないことを申させていただきますと、私が一体何でこの合併協議会の会長をやれというふうにご指名をいただいたのかということをつらつら考えてみますと、堺市さんの場合は、もう大分前になりますが、我堂市長さんという方がおられまして、そのときに、堺市さんの財政が苦しいというときに、米原、おまえ来て、うちの財政再建の手伝いをしろと言われまして、それで堺市さんに行つて、もう職員の方を少し減らしたらどうですか、給与を下げたらどうですかというようなことを申し上げましたら、職員の方が、あいつはけしらんと、あんなむちゃくちゃなことを言いやがってと言われまして、後でおしかりを受けましたが、それで少しは堺市さんの財政もよくなったと、そういうことが一つのきっかけになったのではないだろうか。

それから、美原町さんには、ここ 10 年まではなっておりませんが、五、六年ぐらい、何か行政改革をやるんで、おまえ出てこいということで美原町さんにもお邪魔しまして、町民の方のいろいろのご意見をお聞きしながら、そして、きょうここにいらっしゃいます高岡町長さんのお話を聞きながら、町民の方に、町民の皆さん、あなた方が頑張つてこそ、美原町はよくなるんだから、あなた方が頑張らないけませんよということを申しておったわけですが、多分、そういうことで、おまえ会長をやれということになったんだろうと思っておりますが、そういうご期待に添えるかどうか、自分では自信はございませんが、多分いろいろ失敗すると思いますが、委員の皆様や傍聴の方のご指導、ご批判をいただきながら、務めさせていただこうと思っております。

ただいまからここに書いてあることを申し上げさせていただきますが、委員の皆様方には、協議会を招集させていただきましたところ、ご多用にもかかわらず、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、本日は当協議会の顧問にご就任いただきました石原先生にも出席を賜りました。石原先生には、私はもう 30 年、40 年ぐらい、いろいろお教をいただきまして、地方財政とは、地方行政とはこんなものだということを本当に隅から隅までお教をいただいた、私にとりまして大先生でいらっしゃいまして、今日の私がありますのも石原先生のおかげと常々感謝している先生でございます。それから、監査

委員の先生方にもきょうはご出席いただいております、大変ありがとうございます。

さて、堺市と美原町は、平成7年から広域行政の研究を始められまして、平成12年からは合併問題についてもテーマとして共同研究を行ってこられました。さらにことしの1月には、合併協議会の準備協議を行う任意の合併協議会を設置されるなどして連携を深めてこられました。こういった基礎の上に、本日ここに第1回の堺市・美原町合併協議会開催の運びとなりましたことは、両市町関係者の方々にはまことに意義深いものであると存じております。

地方の時代と言われて久しゅうございますが、自治体を取り巻く状況が著しく変化している今日において、いかに足腰の強い自立した自治体をつくり、地域特性を生かした個性豊かなまちづくりを行っていけるかが問われているわけでございます。市町村合併もその有効な手段でありましょうし、堺市と美原町さんの合併は、現行の地方自治制度では権限と財源が最も保障され、まちづくりの選択肢が広がる政令指定都市への移行の可能性も高いと伺っております。

委員の皆様方には、合併した場合の新しいまちづくりの青写真となる市町村建設計画や住民サービスをどのようにしていくのかといった合併に係る重要かつさまざまな事項をご協議いただくこととなります。私も会長として身の引き締まると思いますか、今でもかなり上がっているわけでございますが、全力を挙げて、この職を務めたいと思います。委員の皆様方にも、この協議が実のあるものとなりますよう、格別のご協力、そしてまたいろいろなお助言を賜りたいと思っている次第でございます。このようなお願いを最後にしまして、私の大変つたない言葉でございましたけども、ごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

吉田事務局長 ありがとうございます。続きまして本日は第1回目の会議でございます。委員の皆様方のご紹介をさせていただきたいと存じます。

私の方からお名前をお呼びさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

（委員等紹介）

それでは、申しわけございませんが、本日お越しいただいております報道関係の皆様、大変恐縮でございますが、カメラ撮影につきましては、以上をもちましてご遠慮いただきたく存じますので、ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、これより議事に入らせていただきます。会議の進行につきましては、協議会規約第10条第2号によりまして、会長が議長となることとなっております。

それでは、会長、よろしくお願ひ申し上げます。

米原会長 それでは、早速でございますが、議長を務めさせていただきます。

本日の会議はおおむね1時間半程度を予定させていただいております。ですから、大体4時ぐらいまでご議論をいただければと思っております。そういうことでございますので、

副会長さんや委員の皆様方におかれましては、大体そういう予定で会議が進むようにご協力くださいますようお願い申し上げます。

それから、本日の出席の委員さんでございますが、委員さん方全員ご出席いただいております、ご欠席の方はございません。定足数を満たしておりますので、早速今から議事に入らせていただきます。

それでは、お手元の第1回堺市・美原町合併協議会次第に基づきまして議事を進行させていただきます。

まず、報告事項が9件ございます。これらは、既に両市町で決定された当協議会の規約、その規約に基づき、両市町の長が締結された協議書あるいは会長が別に定めるものとしている規程、それから、当協議会が4月に設置されてから本日に至るまでに執行しました経費などにつきましてご報告するものでございます。

そういうことで、報告事項の第1号から9号まで一括して事務局から説明をしていただくことにします。

吉田事務局長 それでは、ただいま会長さんからございましたが、私の方からご説明させていただきます。

それでは、資料の1ページをお開きいただきたいと思います。報告第1号の「堺市・美原町合併協議会規約」でございますが、これは両市町の議会の議決を既に経たものでございますので、要点のご説明にさせていただきます。

まず第1条でございますが、当協議会は、地方自治法及び合併特例法に基づく、いわゆる法定の合併協議会であることを規定してございます。

続いて第3条でございますが、協議会の任務を規定してございます。1つ目として、両市町の合併に関する協議。2つ目として、合併特例法第5条にうたわれている市町村建設計画の策定でございます。市町村建設計画と申しますのは、合併した場合の新市のマスタープラン、いわゆる将来ビジョンでございます。

続いて第5条から7条までは組織関係の規定でございます、会長、副会長、委員について定めてございます。

次のページに参ります。第9条、第10条でございますが、会議の開催や運営についての規定でございます。続いて第10条で会議の運営に関します必要な事項は会長が会議に諮って定めることとしております。

第11条でございますが、顧問の設置規定でございます。

第12条から13条にかけては、幹事会、事務局に関する規定でございます、組織や運営については会長が別に定めると規定してございます。

続いて第14条から第17条までは、経費の負担、それから監査、財務に関する事項、報酬、費用弁償に関する事項を規定してございます。

以上が報告第1号でございます。

次に、5ページをごらんいただきたいと存じます。報告第2号「堺市・美原町合併協議会規約に関する協議書」でございます。これは先ほどご説明申し上げました規約の中で、両市町の長が協議して定めるとしてあります事項につきまして書面をもって取り交わしたものでございます。

まず第1条、事務局の所在地として、堺市一条通に置くものといたします。

第2条の協議会の会長、副会長については、7ページの別表第1のとおり、先ほどご紹介いたしました会長を米原淳七郎様をお願いすることといたしまして、副会長には堺市長と美原町長が務めさせていただくということでございます。

それから第3条でございますが、学識経験を有する委員につきましては、別表第2、先ほどのページに、それぞれ委員の方々のお名前を記載させていただいております。

第4条、顧問につきましては、同じく別表第3のとおり石原信雄様をお願いをいたしてございます。

第5条、事務局職員につきましては、同じく別表第4に記載してございます。

それから第6条でございますが、経費負担の割合について規定してございます。両市町の負担につきましては、基本は均等割でございますが、全戸配布を要します広報誌などにつきましては世帯数割としてございます。

それから第7条でございますが、規約の施行日を平成15年4月18日としてございます。

第8条では、この協議書の内容変更は、別途変更協議書を取り交わすということにしてございます。

続きまして報告第3号でございますが、9ページをごらんいただきたいと存じます。「堺市・美原町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書」でございます。

事務局職員につきましては、当初10名体制でスタートいたしましたが、当協議会運営の重要性にかんがみまして、事務局職員2名の増員を図りましたため、先ほどの規約に関する協議書の第8条の規定に基づきまして、5月19日付で変更協議書を取り交わしてございます。

それから、報告第4号「堺市・美原町合併協議会規約に関する確認書」でございますが、11ページをごらんいただきたいと思っております。これは規約の第7条及び第15条の委員となります助役の指名、それから監査委員の選任でございます。第1条に規定してございますように、堺市の内原達夫助役、美原町の野田博助役を委員といたしまして、第2条に規定のとおり、監査委員は堺市の曾我部篤爾監査委員と美原町の桐山克己監査委員をお願いすることとしたものでございます。これが報告第4号でございます。

続きまして報告第5号、13ページをごらんいただきたいと存じます。「堺市・美原町合併協議会幹事会設置規程」でございます。これは規約の第12条で会長が定めることとなっ

てございまして、第2条に規定しておりますとおり、会長の指示を受け、協議会の下部組織として協議会に提案する事項について協議・調整を行う組織ということでございます。

第3条の幹事会の組織でございます。15ページをごらんいただきたいんですが、別表のとおりといたしてございます。

13ページに戻っていただきまして、第4条では、幹事会に幹事長と副幹事長を置くこととしてございます。去る6月2日に第1回の幹事会を開かせていただきまして、幹事長には堺市の内原助役が互選されまして、副幹事長には美原町の野田助役が選任されてございます。

それから第7条でございますが、幹事会に専門部会を置くことができることを規定してございます。第1回幹事会で専門部会の設置につきましても決定されてございます。

続きまして報告第6号でございますが、17ページをごらんいただきたいと思います。「堺市・美原町合併協議会事務局規程」でございます。これにつきましても、規約第13条の規定によりまして会長が定めることとなっております。

第2条で事務局の所掌事務を、第3条では事務局の組織を規定してございます。班ごとの分掌事務につきましては、18ページ、下の別表第1に書いてございます。

17ページへ戻っていただきますが、第4条で事務局職員の職、それから、第5条でそれぞれの職の職務、第6条で事務局長の専決事項、ページめくっていただきまして18ページですが、第7条では代決規定を置いてございます。第9条が職員の服務、第10条が職員の給与・旅費等についての規定でございます。以上が報告第6号でございます。

続いて報告第7号、21ページをごらんいただきたいと思います。「堺市・美原町合併協議会財務規程」でございます。これにつきましても、規約の第16条によりまして会長が定めることとしてございます。

第2条第2項では、予算は年度開始前に協議会の承認を得るものとしてございますが、23ページの附則第2項にございますように、最初に招集される協議会、すなわち本日の協議会でございますが、承認をお願いするというところでございます。

それから、21ページに戻っていただきますが、第3条、これは予算の補正についてでございます。協議会の承認が必要な旨を定めてございます。

それから第5条、ここでは予算の款・項・目の区分についてご説明しております。

第7条は協議会の出納員について定めております。

22ページに参りまして、収入及び支出の手續についてでございますが、第8条のとおり、堺市の例によるものとしてございます。

それから第9条でございますが、小口現金について、第10条で決算の承認について規定してございます。23ページの附則第3項及び第4項でございますが、当協議会は4月18日に設置されまして、事務局の運営が既になされております。したがって、本日の第1回協議会までに事務局設置、それから運営に係る経費の支出などが必要でございますの

で、かような規定を置いてございます。

以上が報告第7号でございます。

続きまして資料の25ページをごらんいただきたいと存じますが、報告第8号「堺市・美原町合併協議会 平成15年度収入支出済額明細書」でございます。これは、ただいまご説明いたしましたとおり、財務規程の附則第3項第4号に基づきましてご報告するものでございます。

4月18日の協議会の設置から本日の第1回協議会までの間の収入でございますが、両市町の負担金として計1億980万円でございます。負担割合は、先ほど申し上げましたとおり、住民に対する広報誌等に要する経費のみ世帯割でございますが、基本は均等割としてございます。

次に支出でございますが、事務局の設置に係る経費を支出してございます。会議室設置のための工事費、備品の借上料等につきまして所要の経費として159万円の支出をしてございます。

続いて報告第9号でございますが、27ページでございます。「堺市・美原町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程」でございます。これにつきましても、規約の第17条の規定によりまして会長が定めるものとしてございます。

第2条で、皆様方の報酬支給額について定めてございます。

第3条では費用弁償、すなわち交通費と日当について規定してございます。

長々と報告いたしましたので、以上で報告第1号から第9号までの説明を終わります。ありがとうございました。

米原会長 どうもありがとうございました。ただいま事務局の方から、この協議会の設置に関しますいろいろな点をご説明いただいたわけでございますが、今までのご説明につきまして、何かご質問等がありましたら、お伺いしたいと思います。

米谷委員 少し確認しておきたいことがございます。この規約につきまして、それぞれの自治体で議会で決議されておりますので、この報告については了とするものでありますけれども、総務省の市町村合併法定協議会運営マニュアルの研究会報告書、また、合併協議会の運営手引を見ますと、任意協議会と法定協議会のとに分かれておりまして、それを見ますと、従来、行政・議会関係者の間に法定協議会の設置は合併が前提であるという考え方が根強くあったと、法定協議会のあり方として、本来、法定協議会は合併の是非を含めて、合併に関するあらゆる事項を自由闊達に検討する場であるということが書かれております。美原町議会でも堺市・美原町合併協議会について、合併の是非を含め、必要なあらゆる協議・調整を行うと、このようにしております。しかし、この規約の中では、このことが明記されておられません。

そこで、本協議会において、合併協議会におきまして、合併の是非についても検討する場



だということで理解をしていいのかどうか、その点のお尋ねをしておきたいと思います。

吉田事務局長 いわゆる合併特例法の中の第3条のところ、合併協議会のことを触れておりますけども、合併をしようとする市町村は、合併の是非を含め、市町村建設計画の作成並びにその他合併に関する協議を行うための協議会を設置するということでございますので、あくまでも是非を含めての検討ということでございます。今の回答でよろしゅうございませうでしょうか。ありがとうございます。

米原会長 ほかにどなたかございませうでしょうか。

(「なし」という声あり)

ないようでございますので、以上で報告を終わりにいたしまして、次の案件に参ります。続きまして協議事項でございますが、初めに、協議第1号の「堺市・美原町合併協議会会議運営規程(案)」について議題としたいと存じます。

内容につきまして、事務局から説明していただくことにします。

吉田事務局長 それでは、協議第1号の「堺市・美原町合併協議会会議運営規程(案)」につきましてご説明させていただきます。資料の29ページをごらんいただきたいと思います。

この規程は、第1条にも記載いたしておりますように、合併協議会の会議の運営について必要な定めを行うものでございます。

第2条に会議運営の基本方針を規定してございます。協議会は公開で行いたいと存じます。

それから、第3条では議長等の責務について規定してございます。

第4条、会議の開閉や発言について定めてございます。

第5条、会議の進行でございますが、議事進行は全会一致を原則といたしまして、どうしても表決を行わなければならない場合、この場合は出席委員の4分の3以上の賛成で決してみたいということが書いてございます。

それから、第6条が関係者の出席、第7条は規律について定めてございます。

第8条、会議録の調製について、署名委員の定めも含め規定してございます。

30ページに参ります。第9条、会議録等の公開について規定してございます。

第10条以下は傍聴に関する規定でございますが、第10条第2項にございますように、傍聴人の定員は100人といたします。ただ、会場の都合で増減可能とさせていただいております。

それから、第11条は傍聴の手續を定めてございます。定員を超える際には、くじびきということにしたいと存じております。

第12条は、傍聴席に入ることのできない者の規定。第13条、傍聴人の守るべき事項についての規定並びに第14条、写真等の撮影、録音等の禁止規定、第15条では職員の指示、第16条では違反に対する措置を規定してございます。

別途、一般傍聴人の受付簿、報道関係者受付簿を様式として規定しております。

本日は会議開催前に委員の皆さんのご了承を得まして傍聴をお許し願っておりますが、こういった内容の会議運営規程案でございます。ご協議のほど、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

米原会長 どうもありがとうございました。ただいま事務局から説明していただきました協議第1号につきまして、ご質問、ご意見等がありましたら、お聞きしたいと思います。何かございませんでしょうか。

(「なし」という声あり)

ないようでございますので、次に協議第1号の「堺市・美原町合併協議会会議運営規程」については、原案どおり決するという事によろしくございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。協議第1号につきましては、原案どおり決しました。

それでは、ただいまご承認いただきました会議運営規程に基づきまして、本日の会議録署名委員を定めます。

堺市委員、美原町委員、両方を50音順に並べまして、まず最初の方をお願いにしたいと思います。堺市の内原委員と美原町の池田範行委員、この両委員にお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

続いて協議第2号の「平成15年度堺市・美原町合併協議会事業計画(案)」と第3号「平成15年度堺市・美原町合併協議会予算(案)」を一括して協議いたします。

これにつきましても、事務局からまず説明していただくことにします。

吉田事務局長 それではご説明させていただきます。協議第2号「平成15年度堺市・美原町合併協議会事業計画(案)」でございますが、資料の33ページでございます。

まず、合併協議会の事業計画でございますが、おおむね月1回協議会を開催いたしまして、合併の方式でありますとか期日、各種事務事業、市町村建設計画の策定などにつきまして、合併協定事項について協議してまいりたいと考えてございます。また、協議会委員の皆様方によります視察等についても実施していくように検討していきたいと考えてございます。さらに幹事会、また幹事会の下部組織でございます専門部会につきまして、随時開催ということを考えてございます。

それから、広報広聴活動でございますが、協議会実施ごとの「協議会だより」の発行、これは協議会が毎月1回でございますので、おおむね月1回の発行を予定してございます。それから協議会の会議資料、協議結果、開催日程などを掲載いたしますホームページも開設していきたいと、随時更新という考えでございます。それから、市町村建設計画等に関しますパブリックコメント、説明会等の実施もしていきたいと考えてございます。

続きまして35ページでございますが、横書きになっております。第3号「平成15年度堺市・美原町合併協議会予算(案)」についてでございます。

まず歳入でございますが、両市町の負担金といたしまして1億980万円、大阪府の補助金として300万円、市町村振興協会の助成金として1,000万円、諸収入と合わせまして歳入総額1億2,282万1,000円でございます。

続いてページをめくっていただきまして歳出でございますが、まず、事業推進費、主には、合併協議会の開催、それから市町村建設計画の策定、PRに係る経費でございます。会議費として822万1,000円、調査研究費として995万4,000円、広報広聴費として7,763万5,000円でございます。

次に39ページをごらんいただきたいと思えます。総務管理費でございますが、事務局関係の経費でございます。事務所借上並びに事務局運営経費といたしまして2,338万1,000円でございます。予備費と合わせまして1億2,282万1,000円でございます。以上でご説明を終わります。

米原会長 ただいまご説明いただきました協議第2号及び第3号につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、お伺いしたいと思います。何かございませんでしょうか。

高島委員 私は美原町の者なんですが、ただいまの事業計画(案)につきまして、現実に月1回、我々委員が集まって協議または裁定していくことが出てくると思うんですが、実際問題としまして、どのような、当然それぞれの合併でございますから、美原町・堺市の専門的な部会があって幹部会があって、それぞれの難しい諸問題につきましては、そこで提案されるんだろうと私は思うんですが、現実に私ら、月1回ここへ出席するとしまして、何をどう理解していいのか、この今の案だけですと、どう解釈していいのか、ちょっと私、頭悪いもので理解ができにくいんですが、何かそういうものは、都度、都度、事前に委員の方々に何らかのアナウンスがされて、次の来月のこの委員会のときには、こういう案件について皆さん委員に集まっていただきますよと、そういうアナウンスがあるのかなのか、どんなことで来月集まるのか、これだけだとちょっとわかりにくい点がありますので、事務局からでも結構ですけども、そこら辺だけご説明いただけたら結構かと思えます。

吉田事務局長 恐れ入ります。説明が大ざっぱでございまして申しわけございません。

一応、いきなりのここでの決定というのはご無理かと思えますので、事前にご提案をいたしまして、お諮りをして、次回に決めるという段取りでございます。今回につきましては第1回目でございます。また、会議ご案内の際に、こういうテーマでということのご案内をするなり、事前にお諮りもさせていただきたいと思えますので、いきなりここで物事を上げてまして決めるということは考えてございません。おっしゃるとおりでございます。ありがとうございました。

米原会長 私も、今、委員さんがおっしゃられましたようにですね、せっかく貴重な時間を割いて各委員の先生方にお集まりいただくわけでございますから、ここで十分な議論ができますように、事前に次の会議ではこういう問題を議論しますと、もしできれば、それにつき

ましての何らかの説明資料をつけて各委員さんの手元にお送りするようなことをしていただければ大変ありがたいと思いますので、どうか事務局の方もよろしく、いろいろお忙しいと思いますけども、ひとつ努力だけは十分していただきたいと思いますので、よろしく願います。

宮原委員 私は美原町の商工会の会長の宮原でございますが、今、高島委員が言われましたことなんですが、後で発言しようと思って待っておったんですけども、高島委員が今発言されましたので、私も便乗してご発言させていただきたいと思いますが、きょうのこの第1回の寄り合いというものは、結局、合併協議会なるものの、こういうこと、こういうことと、予算とか何とかにかかわる外枠の面のお決めごとを公表していただくというだけの問題であって、何ら合併ということについては、ひとつ協議会の性格のものでは決してきょうはないのではないかと、かように思うわけでございます。

また、我々としまして、この合併協議会の説明の後には、皆それぞれ、私にしましては、商工会に帰って、そして会員の皆さん方に、いろいろとディスカッションをしないといけません。そのようなことがありますので、私もちょっと資料を見てましたんですけども、今、甚だ冒頭より失礼な言い方のようなことをしましたけれども、まず、この合併ということはいくわかっておるんですが、その合併する前に、何かやらないかということがあるのと違うかと、なぜ合併をせんといかんのかということになると、まず第1に、我々の美原町といたしましては、まずこれは、こうこうして、こういうことがあって、現在はこうなんやと、ところがこのままで行くと、何年先にはこうなってこうなるんで、合併した方がいいのと違うかと思うんですけども、どうやというふうな、そういう、とりあえず美原町は今現在生きております。その生きた美原町の姿を一応ここでとりあえず単独でやっていくんだと、やっていくのにはこうやけれども、これが何年になったらこうなるんやと、だからこの堺市さんと一緒になれば、こういう利点があるので、こういうようにしたいんだというような資料が我々素人にもわかりますように、ひとつそういう資料をつくっていただくということにはできないだろうかと、かように思うわけでございます。

ただし、ここで申し添えておきますけれども、私どもが選びました議会の先生方がこれをお認めになったということでございますので、そのことについては、役員さんの言うことには私は異議は申しませんけれども、今、会長さんから言われましたように、失礼な言い方なんですけれども、私は、会長さんというお方は全然会ったことも何もないんです。まだ見たこともないんです。その方が突然として、私は会長やと、堺市と美原町が合併だと、これを会長がやるんだと言われても、どこまでおすがりしていいもんやら、何のことかわからんのです。

それで、せんだって、美原町の打ち合わせ会のときに私は事務局の方にそのことは申し上げたんですけども、ひとつ失礼なのはお許し願いたいと思いますが、そのようなこと、合

併するまでのたたき台というものは随分要るのではないかと、これがなかったら、今、高島さん言われたように、これだけのもので、どうだこうだ言うて、異議なし、異議なしをしたところで何もならへんと思います。また、住民の方に何の説明もできないと思うんです。もっともっとやっぱり合併ということになりましたら、お互いにやはりいいとこ取りを、美原町は美原町、選出された我々は美原町のためになることをせないけません。堺市さんもそうだと思います。

このようなことがありますので、もっともっとどろどろとしたものの、この議案の審議に対しましてはやりとりがあってしかるべきではないだろうか、このように思いますが、それに伴いますところの資料というものの作成を早急をお願いいたしたいと、かように思うわけでございます。決して急ぐことはないと思います。どうぞひとつよろしく申し上げます。どうも失礼しました。

米原会長 私、個人的に申しまして、大変ごもっともで、非常に貴重なご意見だと私は理解させていただいております。事務局の方でちょっとその辺について何か言っていただけますか。

吉田事務局長 ご意見ありがとうございます。本日資料として、わずかでございますが、関係資料という、こういうのをお手元の方に配布させていただいております。宮原委員さん、おっしゃるように、まさにこの協議会の中で今後いろんな形でそういうお話を進めていく必要がございます。当然、その中で2ページのところに、今までの堺と美原町の合併問題に対する協議経過というものも載せさせていただいております。古くは平成7年から美原町さんとは堺市、いろんな形でお話し合いもさせていただいております。今後、おっしゃられるとおり、いろんな資料につきましては、できるだけいろんな形でお手元に配布させていただきたいと思っておりますので、本日はこれだけの資料でございますが、いろいろと出していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

松岡委員 松岡です。今、各委員が言われておることはもっともやと思うんです。確かに堺市だって美原町だって、市民、町民が一番心配していることなんです。それだけに、今回は一つの基本を、たたき台というか、いろんな法律的なもの、基本をきょうは決めて、先ほど来の話はこれから入っていくのではないかと、そういうぐあいに思うわけです。だから具体的なものについては、先ほど会長がおっしゃるように、個々に、そういう委員にいろんな資料を出していただいて、それを論議し、また、こういう会議の中で一つ一つのことをやっていこうと、あるいは専門部会あるいは小さな小委員会、そういう中でもどんどん進めていく中で合併に一步步近づけていくというような方向になるのではないかとと思うんです。

だから、本日の中では、先ほど事務局が言われるように、本日の議題はそれのための大前提をこしらえるんだということを事務局からもうちょっと説明してほしかったと思うんです。そういう方向で理解していいのではないかとと思うんで、事務局から、何かあれば、細かなそ

ういう面を報告していただきたいと思います。

吉田事務局長 恐れ入ります。今、協議事項が途中でございますが、この後の協議事項の中で少し基本4項目の取り扱い等についてのご議論ということも考えてございますので、そこへ向けてご議論をいただければと思います。おっしゃるとおりでございますが、私ども、先ほどからご意見が出ておりますように、この協議会の下部組織として専門部会、幹事会がございまして、そこでいろいろご討議したものを協議会に上げていくという考えでございます。いろいろと新市建設計画でございますとか、それから事務事業の調整等につきまして、合併に大きく関係する部分がございます。ここらにつきまして、いろんな形で資料の提供をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

米原会長 私が余り勝手にしゃべるのはよくないのかもしれませんが、今の宮原委員さんと松岡委員さんのご発言は、至極もったいなご発言だと思います。何もこの協議会が始まったから合併が決まったというわけのものではございませんで、最終的に合併するのか、しないのか。するとしたら、どういう方式ですか。それをお決めいただくのは、お集まりの委員さん方であると私は思っております。私は単に、各委員さん方、それから事務局さんの意思の疎通をなるべくスムーズにいくようにと調整するだけの人間でございますので、あくまでもこれをお決めになれるのはお集まりの委員さんで、ここにいらっしゃる皆様方であるという認識のもとに行動しておりますので、今後ともぜひ、私がそういう原則を守るようにご指導いただければありがたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

それで、今、いろいろご議論もいただきました協議第2号の「平成15年度堺市・美原町合併協議会事業計画（案）」及び協議第3号の「平成15年度堺市・美原町合併協議会予算（案）」につきまして、原案どおり承認してもよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

どうもありがとうございました。それでは、次に今度は協議第4号の「基本4項目の取り扱いについて」を協議してまいりたいと思います。事務局から基本4項目につきまして説明していただくことにします。

吉田事務局長 それでは、協議第4号の基本4項目につきましてご説明をいたします。別に配布してございます堺市・美原町任意合併協議会だよりでご説明を、パンフレットでございますが、説明をさせていただきたいと存じます。

任意合併協議会だよりの5ページをお開きいただきたいと思います。スケジュール表の中に協議事項の検討とございます。その1から24の項目でございますが、合併協議会では、こういった協議項目を中心に協議がなされるわけでございます。この協議項目につきましては、第2回のこの協議会で、こういう項目でいきましょうということをご提案をさせていただく予定でございますが、まず、その基本4項目と申しますのは、このうち1から4、いわ

ゆる合併の方式、合併の期日、市の名称、それから事務所の位置、このことでございます。本編の資料といたしましては、41ページに基本4項目についての取り扱いについて協議を求める項目を並べてございます。

次に、資料の43ページでございますが、いわゆる新設合併、それから編入合併の比較についてご説明を申し上げます。

この資料でございますように、表の左が新設、右が編入の場合でございますが、定義でございますが、記載のとおり、新たに市を置くかどうかの違いがございます。それによりまして、当然、法人格にも違いが出てまいります。市町村名については、編入の場合、編入する市の名称を使うことが多いということを書いてございます。それから、議会の議員及び農業委員会委員についてでございますが、新設・編入によりまして、記載のとおり特例が合併特例法により定められてございます。また、市町村建設計画につきましても、一般的に新設・編入で、その対象区域に差が生じてございます。それから、最後に事務事業の調整でございますが、記載のような難しさや配慮が合併の方式の違いによりなされてございます。

簡単な説明でございますが、以上、新設合併、編入合併の比較について、添付しております資料のご説明とさせていただきます。以上でございます。

米原会長 ただいま事務局から合併協議における基本4項目とは何かという説明と、新設合併と編入合併の違いについて説明していただいたわけでございますが、合併協議会の運営の手引や、これまでに合併協議を行っておられます先進団体の例を見ますと、最初の方の協議会で合併の方式など、ただいま事務局が申しました基本4項目につきましては、どこでも議題とされておられまして、そこで決まりました方式のもとで市町村建設計画、事務事業の調整・協議を行っているところが多いようでございました。当協議会も合併の是非も含めて協議する場でございますが、是非を議論いたしますためには、どんな合併とするのか、どんなまちをつくっていくのか、サービスをどうするのかという絵を描かなければ、その判断は導き出せないものと思います。

本協議会としましては、そういうことで、今問題になっております基本4項目について、どう取り扱ったらよいかというご意見をこれからお聞きしてまいりたいと思うものでございます。

特に合併の方式につきましては、市町村建設計画の策定や事務事業等の調整方針にも影響を及ぼす合併協議の根幹をなすものでございますので、この点について、まず、いろいろご意見をお伺いしたいと思います。この点につきまして、肥田委員さんから、ちょっとご発言をお願いしたいと思います。

肥田委員 まず、当初、顧問の石原先生から、特例市制に移行するまでの、その過程のご苦労をいろいろと微に入り細にわたりご拝聴をいたしました。非常に私自身、私一人で聞くのはもったいない。全町の方々に聞かせていただければと思うほどの内容でございます。

しかし、先ほどのある委員の方の質問にもありましたように、なぜ合併するのかというような初歩の段階の問題も出てまいりました。非常にこの合併というものは複雑多岐にわたるデリケートな問題であるということは、それぞれの各関係なさっている先生がご承知であると思いますけれども、これも今後の課題として、我々が理事者並びに議会がまだ力不足であったのではないか、これからもっと皆さんにご理解願えるように努力しなきゃいけないと、これは私一人ではなかったように思います。

それでは、米原会長からご指名もいただきまして、私の感じますところをこれから申し上げたいと思います。

先ほど米原会長からもご意見がございましたように、基本4項目は合併協議の柱となるものであります。特に合併問題に関しては個人的な詮索、いわゆる町長の当選時の発言が誤解を生むものとなったことなども加わりまして、情報がふくそうし、今もなお住民に混乱を生じていることの懸念もございますので、基本4項目については、早い段階から方向性を示し、その方針を踏まえ、住民には十二分に情報提供と説明を行い、正しい理解を早くから得ていくことが肝要であると思っております。

特に合併の方式については、ここでは新設合併と編入合併という2者の選択肢を示されておりますが、堺市と美原町の現実を考えた場合は、非常にデリケートな問題でもありますが、実際には事務の協議・調整を進めるためには編入合併を前提とした方が進めやすいのではないかと思います。ただし、高岡町長もこれまでの議会等で申しておられますように、堺市との合併協議においては、まさにこの場がそうでありますように、1対1の対等・尊重の精神で合併協議が進められているものであり、仮に方式が編入となれば、編入される側、つまり美原町域に重点化した市町村建設計画を策定することも一定の理解のもとでお願いするものであります。また、美原町域の整備を図るということは、新しい堺市のまちづくり推進をあわせ持つものであるという認識でご理解を示していただくようお願いをするものであります。

この場合、ひとり美原町だけがよくなるというのでは、堺市の皆さんのご理解も得られないわけでありますので、堺市域も視野に入れ考える必要のあることは言うまでもございません。そして、両市町の住民がともに利益を享受することができますよう、事務事業の円滑かつ適切な調整を図り、市民サービスの拡充と地域の一体形成に努めるべきではないでしょうか。

さらに、両市町の合併が地方分権の実現と活力ある大阪再生の先導役となり、また同時に、きめ細かさや質の高さを備えた行政を構築し、住民福祉の一層の向上と魅力あるまち、地域づくりを推進するため、速やかな政令指定都市への移行と、美原区の設置を目標とすることが住民の理解を得る上では何よりも重要であると思っております。

なお、合併の期日につきましては、特例法で明記されております各種の支援制度を最大限



に活用されることにより、より効率的で実現性の高いまちづくりを進めることが肝要であり、合併することが住民の利益や行政サービスの向上に資するというのなら、平成17年3月末とする特例法の期限内の早い時期を目途とすることでよいのではないのでしょうか。また、新市の名称及び事務所の位置には、合併の方式が大きく影響しますので、それとの整合を図ることがいかがでしょうか。

大体私が今、自分の主観を申し上げました。以上であります。失礼しました。

米原会長 どうもありがとうございました。これにつきましては、いろいろご意見があるのではなかろうかと思いますが。

米谷委員 昨年、美原町は地区説明会アンケート、また、市町村合併に関するアンケートをこのようにやりました。この中の自由意見欄を見ますと、堺市との対等合併についてはあり得ない。堺市となら、吸収合併で住民の不利益になる。巨大な堺市が相手ならば、合併というより吸収、こうしたアンケートの意見がたくさん出ております。堺市の合併のアンケートの結果と違ひまして、こうした堺市との合併に対しまして、今申し上げました意見がたくさん、そのアンケートの中に載っておりましてあります。

このように美原町民の中には、堺市となら吸収合併という感情が多く残っているのが今の現状だと思っております。事務量の処理上の、また、これからの協議会の進め方の都合上の問題があるというようには思いますが、住民の皆さんへの十分な情報提供、また、住民の皆さんへの十分な納得をされた後で、この合併方式については結論が出されるべきだということに思っております。私は住民の皆さんがこのように一つの疑問を持っておられる以上は、合併方式については、もう少し時期を見ながら、新設、そして編入合併も含めて協議を進めていく、両方で進めるべきではないかと思っております。以上です。

中井委員 中井でございます。今、お二方からのご意見を拝聴させていただきました。一番最初に意見を述べられました肥田委員さんのご意見についてでございます。非常に合併といえますのは、デリケートなものを双方の住民も含めて持っているものでございますが、やはりこの合併の方式ということにつきましては、物事をつくるにあたっての一番大きな屋台骨をつくっていかうと、その屋台骨をどういう形にするのかということで次のステップが相満たされていくわけでございますので、そういう面では、この基本4項目については、どういう形にするかということは早い段階で一定の結論を出すということが非常に必要であろうと、このようなご意見でございましたので、そのことについては同意をしたいと思いますし、全く異論のないところでございます。

ただ、そのときに編入方式ということもご提案なさいました。しかし、編入方式だったとしても、先ほどご意見ありましたような吸収という言葉の持つニュアンスではなくて、精神は対等でお互いの両市町の市民の皆さん方の幸せになるようにと、このような意味合いも含んでほしいという肥田委員さんの貴重なご意見でございまして、私の立場からいたしまし

て、全く肥田委員さんのご意見に同意を申し上げる次第でございます。以上でございます。

松岡委員 昨日、NHKやったと思うんですけども、合併問題をテレビで放映されておりました。私ずっとそれ見ておったんですけども、個々に合併やってるんですけども、合併委員会の中では、やはり小さな方、堺市と美原の場合だったら、これはもう片一方は80万都市で、片一方は4万足らずというところが合併するわけですから、今、委員が言われたように、吸収合併という見方されてもおかしくないと思うんです。けども、NHKのああいうのを見てますと、合併というのは基本的にいろんなものがあるらしい、僕はもう知りません。石原顧問さんなんかやったらご存じやと思うんですけども、その合併というのは、小さい方を主体にした合併という方向に進めなさいというようなことをきのうやってたように思うんです。

だから、僕は今言う取り方、今、両委員が言われたように編入と新設のやり方があるよというのは、先ほど委員が言われたように、編入でいいんじゃないかと思うんです。編入の方である程度、議会の中で決まってるんであったら、それでもいいんじゃないかと。なぜかといえますと、やはり一つの、先ほど言われた、たたき台というものを、基本方針をまず決める中で枝葉をつけていかなことには前へ進まないと思うんです。だから、いつまでも、また後で決めてもええやないかという意見には反対なんです。できるだけ早く、もうきょう決まるんなら、きょう決めたらいいと思うんです。だから、編入なら編入、新設なら新設、僕はそういうようなことを、もうきょうは決めてもらって、次からは、それに応じたいいろんなやりとりをしていってほしいというような方向で意見を述べさせてもらいたいと思います。

米原会長 私の個人的な意見、余り言うたらいかんのかもかもしれませんが、言わせていただきまして、新設合併とか編入合併とか、どうも言葉が悪いですね。編入合併いうたら、もう取り込まれてしまって、相手の中に入ってしまうというような意味を連想させるんですね。ところが、合併というのは、たとえ人口の差がありまして、人口の少ない方は、おまえら人口が少ないんやから黙っておけというようなことを言って合併ができるものではないという、大きい方が小さい方をお迎えするにあたっては、むしろいろいろ気を使っていただいて、うちはこうこうこういうことを合併していただくなら、してもいいですよ。このような条件でどうでしょうかというように、むしろ頭を下げてお願いして、人口の少ないところに来ていただくというような合併だって十分あり得る話なんですね。そういうのを何か編入という言葉でくくってしまいますと、すごく誤解を与えてしまうという気が私はしております。

高島委員 私も議長と全く同じような意見なんです。これ決められてるんですか、新設か編入かという言葉がここに出されているということは、合併でしょう、合併で私は委員になったつもりで来てるんですわ、実は。合併するために、どうあるべきかということで。なぜ新設とか編入とかいう言葉を使わなければならないのか。

じゃあ、僕から言わせるなら、新設の場合どんなメリットがあるの、編入ならどんなメリ

ットがあるのと、逆に僕は聞きたいわけですよ、逆にね。新設という言葉、日本語は、新しいまちを、例えば私は美原の木材団地の、私、たまたま代表理事してるんですが、木材団地市をつくるというんだったら新設ですよ、正直な話。独立しようと思ったら、私、今の特区制で、例えばの話ですけど、それなら新設という表現があるかもしれません。でも、我々の場合、改めてするんじゃないくて、編入合併とはっきり最初からしたらええんと違いますの。いや、両方書きますからね。私、じゃあ、新設の場合、どんなメリットありますの、編入ならどんなメリットがありますのと逆に聞きたいわけですよ、だからややこしいんですわ。

だから、もうちょっとこら辺、これが本当に法律上、法律上ですよ、石原さん、どうなんですか。これ、法律上、合併方式というのは、こういうふうに決まっておるんですか、それちょっとお尋ねしたいんですが。

石原顧問 地方自治法で合併の場合については、昔の関係の市や町を全部廃止して新しい市をつくる。これは新設です。ですから、新設合併の方式をとるとすれば、堺市も廃止すると、美原町も廃止すると。それで、人格としては全く新しい市をつくるという手続になる、それが新設合併です。その場合には、堺市も美原町も、議員さんも市長さん、町長さんも全部、選挙はやり直しになります。すべて新しくなるわけですから。それから、今回のケースのように大きな市と隣の町が一緒になろうという場合には、気持ちの上では、先ほど来お話しのように、対等な気持ちで市町として一番いい形を模索しようということですが、自治法上の手続としては、堺市という法人格が残って、そこに美原町をお迎えするということになる、これは編入合併ということしかないんです、手続的には。どっちかしかない。これはあくまで法律上の用語はそれしかないものですから、だから、イメージとしてどうこうということではないんです。どちらの道を選ぶかということです。

なお、先ほど私ちょっと申し上げたように、大きな市と小さな町が一緒になるような場合は、私は大きな方が小さな団体に対してなるべく気配りをしなさいと、兄貴分が弟分のことを優先的に考えるようなことでない、合併というのはうまくいかないよということをいつも言っておるわけです。先ほどもそういう趣旨で申し上げたところであります。それはあくまで気持ちの問題ですが、手続的には新設合併か編入合併しかないんです。

栗駒委員 堺の委員の栗駒でございますが、今、基本4項目の取り扱いについて協議がされております。今、いろいろご発言の中で合併の方式が特にデリケートな問題であるという発言もございました。この項目の協議に入る前に、全体の審議の仕方について議論がなされたというふうに思います。

美原町の学識経験者の方のご意見の中で、やはり資料をあらかじめ事前に配布いただいて、そして、そういったことを十分に町民の方にも理解していただいて、そしてその判断もしながら進めていくということが、本来、これはすべての町民、もちろん堺市にとれば堺市の市民ですけれども、そういうふうな本来の主権者である、そういう方の理解を得ていくという

ことが一番大事な問題で、結果はどういうふうになるうとも大事だという立場だと思います。そういう立場で資料を事前によく配布されて、そして特に方式がこの根幹になるということは皆さん方おっしゃっているそのとおりであります。

根幹なればこそ、やはりそれは十分に主権者である住民の方々にご理解いただくと、これは大事だと思うんですね。その言葉の問題ではないということは、今、石原顧問さんの方からも話があった、そのとおりだと思うんです。方式は二通りしかありませんから、どっちになるうと、それはもうそうなるわけです。しかし、そういうことについて、住民の方々がよく理解できるというふうでなければ、また今後の問題を残します。そういう点では、やはり慎重な審議が必要だと、特にこの方式について、合併の根幹であるだけに、私は慎重な審議を求めたいと思います。以上です。

肥田委員 少し本題の核心から多少ずれるかもわかりませんが、実はぜひとも参考的に、あるいはまた資料の一つとしてお聞きを願いたいと思うんです。ということは、マスコミがこの合併問題を盛んに取り上げられましたその時点で、一番最初に私の方の議会でこの合併問題を取り上げたのも私でございます。そのときには、登美丘町、それから日置荘町、南八下、北八下、この2町2村の問題点が、昭和大合併のときにいろいろと問題がありました。それが、この問題が起きましてから、一言で申し上げれば、肥田さんとか、今度堺と合併しますのかと、合併なったち、うち40年からほっとかれてまして、えらい目に遭いまっせ、そらあきませんでと、こういう一言が、無責任な放言です。

その現実については、きょう、堺市の委員さんでおいでをいただいております小郷先生とお話をしたこともございます。きょうもその話がちらっと休憩のとき出てましたが、その怨念に近い一言が、あるいはまた住民との接触が境界線ですから、いろいろと私の方の美原町にも伝わり、こういう人たちが内容のいかんも知らずに、こんな合併はあかんぞ、これはこうやぞという、やみくもに無責任な放言が今まで続いてきて、そしてあちらにぼっ、こちらにもぼっとかげろうの灯のように、いろいろな団体の皆さんの声も出ておるように聞いております。それは行政も議会も、そういう人たちに実情を皆さんに申し上げ、納得してもらえなかったという、これは我々の責任上の問題もございしますが、これからも、この問題を推し進めることについては、ぜひともそういう根底にある問題もなおざりにせず、これは堺市の小郷先生の方からも、東菩提はこうして困っているとおっしゃいました。お招きいただければ、私の方からもご説明に上がります。または今までの問題点も配慮します。また、私の方にもそれぞれの堺市の先生方が来ていただきまして、いろいろとご説明を願いたい。単にやみくもに、へばりつけばいいということで合併問題を持ち出しているのではなくて、要は、ここ数年しなくても三、四年で財政的に行き詰まって窒息するという、そういうよううちの現状であります。

だから、国会でこの問題が取り上げられて、幸いにして、今、合併し政令都市に堺市さん

がなり、私の方も合併をすれば、これは新しい美原のまちづくり、そして新構築をめざして、全く住民の皆さんには、私自身は声を大にして言いたいんですが、すべての政策面で滞っている諸点、そういうものも一挙に解決できる。これは確信を持って言える。それは280億の特例法による債券が、私の方に全部使わせていただける、そういう中では、今申し上げたようなことですから、これは少し本題からずれたことになるかも知れませんが、一応これからの問題点としては、住民の皆さんにまずよく知っていただくと。

この間も議会で出た話の中に、きょうの傍聴には堺市の方からもわんさわんさと来る。美原町もわんさわんさと、入り切れんよと、こういう話が出ました。そのときに私は何を言うとするかと、80万の都市、先ほどあなたもおっしゃいました。80万の都市と3万8,000、4万の町と、これをそういうところに対等に見てるうちの議員さんもおかしいと思う。だから、要は80万の都市に、美原と合併するからということで、きょう、大挙して押し寄せると、傍聴にだれも来ないよと僕は言うてたんです。

私の地元ではいろいろと誤解を招いておりますから、理事者も聞いてください。これも全力を挙げて、そういうような無責任な考え方、行き方、それは全部是正しないといけませんし、要は、当初に顧問の石原先生からいただきました、あのような姿にどうかひとつ皆さんのお力添えをいただきながら、美原にしたいと、このように思います。だから、堺の先生方、よろしく願いいたします。以上です。

米原会長 本日、東京からわざわざおいでいただいております石原先生でございますが、お帰りの時間となっておりますので、皆様方のご議論が今高まっているところではございますけども、ちょっと皆様方にも二、三分休憩していただきまして、石原先生をお送りしたいと思っております。

(石原顧問退席)

確かにこの新設合併、編入合併というのは、いろいろ皆様方の関心を寄せていただいている問題だろうとは思いますが、さっきから申しておりますように、私の考えは、編入合併を実行するといたしまして、今の美原町さんがどれくらい今後よくなるのか、よくなるのかというのは、結局相手側がどれだけ親切にしてくれるかと、いや、もうせっかく一緒になっていただけるんなら、これだけのことをしますよというふうに堺市さんが考えるのか、堺市さんが、もうあんなとこ来てくれんでもええのに、来るようになってというような見方で何にもされないということなのか、これはもう極端な話ですけども、それで、美原町さんの今後は決まると。だから、新設とか編入とか、それはもう方式の違いだけで、美原町さんの今後はどうなるのかというのは、堺市さんがどれだけ美原町さんを大切に思い、今後、こういうことをぜひ美原町さんの区域でやりたいと、そういうお考えをどれだけ持っておられるかで決まることだろうと、私はそういうふうに思っているわけです。ですから、美原町さん側から賛成とか反対とかおっしゃられるとしたら、それは堺市さんをどれだけ信用してい

るか信用しないかの差だろうと思っているわけなんです。この点について高岡町長さんのご意見もお聞きしたいと思います。

高岡副会長 高岡でございます。合併の方式については、美原町長として、やはり新設合併でお願いしたいというのが偽らざる心境でもございます。先人が誇りと愛着を持って命名された、そして住民が、なれ、親しんでこられた美原というすばらしい町がなくなることには、大きな寂しさを覚えるわけでございます。しかし、30年や50年先の子や孫の時代においても美原の地が繁栄し、住民の利益が守られるならばとの思いで、さきの任意協議会におきましても、政令指定都市への移行と美原区の設置を強くお願いをしたところでございます。

また、美原新拠点の整備を初め、道路や公共交通などの都市基盤施設、また、教育や福祉などの行政サービスの一層の充実、幼稚園・保育所の公営存続、地域固有課題の解決等についても、お互いに対等・尊重の立場の精神で協議し、これらのことについて特段のご理解を得られるならば、名も実も残すという結果となりまして、先ほど肥田委員が申されたとおり、編入合併もやむなしと思っているところでございまして、その意義と効果はきちんと説明すれば、住民も必ずや寛容なご理解をいただけるものと思っておるところでございます。そういうわけでご意見とさせていただきます。

山口委員 堺市女性団体の山口と申します。何かきょうは初めての協議会ですが、非常にかた苦しくて、そして非常にだんだん悲壮感が伴ってきたような感じで、こんな合併協議会って全然楽しくないし、大きい町が小さい町の面倒を見るとか、兄貴分や弟分やとか、そういう表現や、そういう発想こそが私は大変、人口の多い方がどうなんや、少ないからどうなんやと。合併というのは、堺が一つの都市として今後存在する、美原町が一つの町として存在するよりも、1+1で、何かまた新しい将来希望の持てるまちづくりをしようというのが合併の大もとじゃないんでしょうか。

編入や新設というのは、あくまでも法律に基づいた技術的な手法であって、私たち協議会が、私なんかはそのことを堺市民の方、美原町民の方々に、一人でいるよりも二つのまちが一緒になった方が、こういうふうな夢が開けてくるんだよと、こういうことが保障されてくるんだよということを、どういう方法でこの協議の中で伝えていくかとか、より多くの方々の賛同を得ていただくとか、より多くの、一人でも多くの市民や町民の方々の意見を、どれぐらいまちづくりに反映していけるかということに重点が置かれるべきだと思うんですね。

きょうも専門委員会をつくって、専門委員会のメンバーも全部行政職ということで、ぜひとも私の希望としては、専門部会、専門部会の中でも、行政の事務屋さんの合併ではないわけですから、それぞれ10部会があるということですけども、その10部会の専門部会でこの協議会へ上げてくる案件を提示していただくときに、いかにそれぞれの町の方、市民の方々の意見が反映されるかと、そういう手法にこそ重点を置かれていくべきだと思うんですね。こんな悲壮感を持った合併というのは、それから、こういう非常に形式的なやり方。

私、もう一つ提案したいんですが、私は堺市側から、この協議会の委員として、きょう出席させていただきましたけれども、堺市の委員さんのそれぞれのお考えというのは、合併に対する考えというのは存じ上げておりますが、美原町の協議会の委員さんのことというのは、全然きょうまで知らされてないわけですね。だから、こんなかた苦しい席じゃなくて、せめて協議会の委員同士、お偉い行政の方々も一緒に参加していただいてもどっちでもいいんですけれども、もう少し平場で、美原町はこう考えているんやで、堺市はこうなんやでというような平場での話し合いが、こういう正式な、たった月1回、2時間しかないというのであれば、そういう非公式であれ、公式であれ、どちらでも結構ですが、もっとお互いを知るための、お互いの思いを伝え合えるような場もつくっていただきたいと思います。

ただ、編入や新設やということで、美原町の存続をかけてとか、兄貴分や、弟分やという発想そのものは、何かそんなことにこだわって、これから未来の新しいまち、21世紀を生き抜こうとする自治体、新しい自治体が生まれようとする協議会としては、ちょっと後ろ向きじゃないのかなということをご提言させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

松岡委員 今、堺市の山口委員の方から言われましたが、確かにそのとおりだと思うんですけども、美原としては、本音は、僕が冒頭言いましたように、やはり80万、4万人、そういうところから、やっぱり先ほどまた肥田委員が言われましたように、今まで堺市と合併してきたその村が、合併してもメリットが余りないよというふうなうわさが、確かにようけ流れとるんです。だから美原としては心配してるんです。堺は心配してないかどうかは知りませんが、今、山口委員が言われるように、堺のように考え方してないんですわ、美原は真剣なんです、ほんまに。みんな町民が本当に心配してるんです。それだけに僕は、もうちょっと前向きに議論する中で、これからやと思うんです。きょうは一つのものを決めていく中で、だから僕は冒頭言いましたように、まず骨組みを決めなさいと、それから後は、そういう枝葉をつくるんやというようなことでやる中で、冒頭からこんなこと、ちょっとやりとりがおかしいように思うんです。だから、山口委員が言われるように、確かにもうちょっと雰囲気も変えてほしいというように思います。

宮原委員 今の山口委員の発言に対して私なりにお答えしたいんですが、今、山口委員さん言われたことは、そのとおりだと思います。しかし、我々といたしましては、美原町、堺市と比べますと20分の1なんです。20分の1の合併なんです、これ。一緒になるのに、我々はほんまに必死なんです。もっともっと興奮して話をしているんじゃないかと、このように私としては思います。堺さんとは20分の1ですから、その点、よく堺の委員の皆さん方はお考え願いたいと。

もう一遍言いますけども、20分の1なんですから、必死なんですよ。だから、こういう問題についても、いろいろとあるわけなんです。過去の歴史も今、肥田委員が言われました

けれども、過去の歴史の問題もあります。ところが過去はもう何十年も前のことですから、これはいいんじゃないですか。ところが、やはり我々とすれば、合併するについては、やっぱり住民の皆さんにも、できれば、できればですよ、全会一致で過半数以上賛成をいただいて、そして合併という方法にもっていきたいと、そのためにはどうするかと、それは先を急がずに、今回1回目ですから、我々の結局、こういうことも申し上げました、ああいうこともやりましたと、何年かたてば、このままで置いておかれたら、このままで行けば、何年かたてば破産するでしょう。ところが、堺さんと一緒になったからといって、例えば税金安くなるんでしょうか、物価が安くなるんでしょうか、サラリーが上がるんでしょうか、そんなことはないと思うんです。

そうすると、そういう問題をどうするんだと。そしたら美原町がひょっとして単独でいるとするならば、5年10年先にはだめやけれども、美原町と堺さんと一緒になったときに、こういう諸問題でちょっと、例えば、わかりませんけれども、税金が例えば堺市さん並みになって上がるとします。そしたら、その分、美原町でその分を皆さん、住民の人に負担していただければ、そういう底上げというんですか、それをすれば、何とか単独でもいけるんじゃないかというようなところの話までもって行って、そして、やはり時間をある程度かけて、そして審議をすべきだと思うんです。

美原町としては、もう一遍言いますけれども、20分の1ですから、我々必死なんです。その点ひとつ、堺の委員の方、よろしく願いをいたしたいと思います。どうも失礼しました。

池田貢委員 美原町にとりましては、宮原委員さん、あるいは松岡委員さんがおっしゃったように、この合併に関しましては、非常に真剣に、本当に熱心に議論をしたり、あるいは皆様方の意見を聞いて取り組んでおります。議員であります私も皆さんの必死の思いをもとにいろんなことを考えて意見も言っておるわけなんです、そのときに、やはり山口委員さんがおっしゃったように、平場の議論も大事だと思うんですけども、やっぱり平場の議論だけでは、やはり最終的な結論は出ませんので、平場の議論も必要だけれども、こういう正式な場できっちり話し合っていくということも非常に大事なことだと思います。

それで、今、新設合併と編入合併について、そんなに神経質になる必要はないんじゃないかという意見もあったんですけども、やはりこの基本の4項目について考えました場合に、合併の時期につきましては、これは合併特例法に基づく合併を考えているわけですから、平成17年3月までに一応決めていくということはもちろんのことなんですけれども、あと、新市の名称につきましては、これは堺市さんは数百年の中世からの歴史を持ったお名前ですし、美原町ももちろん住民は美原という名前に愛着は持ってるんですけども、40数年という名称ですので、やはり結果的には堺という名前になる可能性も十分あるとは思いますが、この辺も真剣に堺にするのか、あるいは新しい名前にするのかということをお考え



ていけば、新設か編入かということも含めて考えていかなければいけないですし、あと、新市の事務所の位置につきましては、これは別段、そんなに神経質になる必要もないことですので、ですから、やはり残る合併の方針につきましては、編入か新設かにつきましては、これからの合併を議論していく柱、根幹になるものですので、これをもうちょっと相談あるいは議論して、どちらをとるかということを決済あるいは採決してきっちりと、なし崩し的に編入にするんだということではなくて、私も編入の方が美原町の要望は通りやすいかなとは思っておりますけれども、なし崩し的に編入なんだというのではなくて、ここに委員さんが数十人集まっておられるんですから、やはりそこできっちりと議論をして、そして編入なら編入でいくと、新設合併でいくということをきっちりと結論をとって、それから進めていっていただきたいなと思う次第であります。

木原副会長 堺市長の木原でございます。私の基本的な合併に対する立場というんですか、見解ですが、これはもう就任以来、それから美原町との任意の協議会の場、あるいはいろんな場で基本的な立場を私は表明し続けてまいりました。合併という限りは、美原町側の立場を最大限に尊重すると。そして気持ちとしては、本当にフランクに意見を言い合って、新しいまちをつくるんだという基本姿勢でずっと参っております。

きょうは基本項目ということで、どうしても、4項目全部決めないかんかどうかは、これはまた議論だと思っておりますが、一番大事な合併の方式についてはやはり決めないと議論が進まないと思っておりますので、この点につきまして、冒頭、肥田委員、それから高岡副会長からもお話ありました。美原町側の各委員からもいろんなご意見がありました。私は、地方自治法上の方式の議論でございますので、どちらか決めないかんということで、気持ちは対等、それから美原町の立場を最大限尊重して新しいまちをみんなで、元気なまちをつくらうということでございますので、対等の立場でございますが、方式としては、編入でやむを得ないんじゃないかという美原町側の肥田委員さん、あるいは高岡副会長さんのご意見に賛同するというんですか、その線で決めていただければいいと考えております。

今後、新しいまちづくり、それからいろんな負担の問題、住民サービスをどうするか、いろいろな問題が出てくると思っておりますが、本当に対等な立場で真摯に議論し合って、そして、より質の高いサービスが市民の皆さん、それから美原町の皆さんに行き渡るように、そういうまちづくりができれば非常に幸いだと思っております。これは先の話ですが、合併できれば、合併して本当によかったなということをお市側も美原町側も真に言えるような、そういうまちづくり、合併というふうに、皆さん方で我々も含めて協議できれば非常にありがたいというふうに思っております。

私といたしましては、その過程で一つ一つの議論があると思っておりますが、真摯に美原町側の意見を尊重しながら対等の立場でご意見も申したいと思っておりますし、最大限の努力をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

米原会長 予定の時刻がもう大体来ておりまして、事務局の方から、早くこの問題に結論を出せというご指示をいただきました。結局、私の考えですよ、もしかしたら違ってるかもしれませんが、2つの方式、編入合併と新しい新設の分で、どう違うんかというのは、手続上の問題で。

宮原委員 議長、その発言はちょっと控えてください。議長さんがその発言をされたら、もうどうにもなりませんわ。ですから、もうきょうは時間も切れたことですから、その問題はきょうここで結論出さずに、次回なり、その次なりに先送りしてください。きょう、第1回目の協議会で、たった1回初めて会って、そんな決まりごとみたいにいきまよ、こんな合併問題みたいな大きな問題で、何の決まりごとでもできません。これから、議論をお互いにやって、そして初めて一つ一つが決まってくるんです。きょう、ここで何も決まりません。決まること自身は不本意です。住民にこの話が決まったということは、編入にしる、新設にしる、漏れたらどうなります。すぐ漏れますよ。もう1回目やって堺と合併やがな、これは走り回りますよ。そんな安っぽい我々委員やったら、何も来ん方がいいですわ。

米原会長 宮原委員さんは、この決定を次回まで延ばせとおっしゃっておられますが、きょう決めるのはよくないとおっしゃられる方、挙手していただけますか。それで、事務局の方、数えていただけますか。

(賛成者挙手)

5名の方だそうです。事務手続で4分の3の方がご賛成であれば、その決定に従いますけれども、5名の方だけですと、ちょっと今のところ、そのご提案は採用しかねるんです。

栗駒委員 今、お話しなってるの、どちらが決めるかという話じゃなしに、この項目について、きょう決めるかどうかという議事運営の問題についての話ですね。だから、それについてどうするかということですから、そこをちょっと確認していただいけませんか。

菅原委員 きょうは、この方式を決めないと、今後論議がずっとできないでしょう。また次のときも一緒のことですよ。ですから、きょうは議長さん言うたように、4分の3の賛成があったらええわけだから、採決してくださいよ。そして、今から真摯に討論したらええんじゃないですか。我々だって美原のこと十分わかっていますし、皆さんの意見十分聞きます。

米原会長 私も今、菅原委員がおっしゃられたのと同じ気持ちは持ってるんです。編入方式か対等合併かというのは余り大した問題じゃないと私、それ言うと宮原委員さん、反対されますけどね。

宮原委員 合併を反対と言いよると違うんですよ。きょう初めて1回会って、決めなきやいかんということが私はおかしいんと違うかと。そやから、きょうは何も決定することはないんじゃないですかと、それはもう少し時間をかけて、そして1回、2回なり、そういうふうな会合を持って、その上で決めたらいいことですかということだけを言うてるんですよ。それに4分の3の賛成がなかったらどうのこうの、その4分の3、適用するんですか。そし

たら、意見も何にも言えんじゃないですか、我々。

米原会長 きょう決めないということに賛成の方はたった5人しかおられんですよ。だから、どうしてほかの委員さんが、5名の方のご意見に従わないかんか言われたら、私は困るんです。

中井委員 先ほど発言をさせていただきました中井でございますが、2回も立ちまして、私が先ほど発言させていただきましたときに、肥田委員さんの発言内容、私は特に形は2つの方式しかないから、編入という方式がよいという形で述べられましたし、しかし、その中身につきましては、対等、同じだという立場を十分踏まえてほしいということも肥田委員さんから述べられまして、私は肥田委員さんのその言葉は大変重いものがあるというふうを受けとめさせていただきました。そのことを十分踏まえて、これからは、この編入という方式で、いろいろと具体のことを検討されて、その上に立って合併するか、しないかの是非を、この協議会で是非を決めるということが一番当初に言われているわけでありますから、この屋台骨はどうするんかと、屋台骨については編入方式で検討しよう。その結果、どうなんか。その結果、これは合併した方がよいという結論が出たら合併になりますし、その結果、やっぱりこれはぐあい悪いなとなったら合併しないという結論が出るわけでありますから、きょうはその大きな屋台骨のところをお決めというんですか、皆さん方のご意見をいただく中で、やはり方向を決めていただかなければ、あと具体的な検討をいろいろとしなければいけないのが、その点が進みにくいのではないかなというふうに思ひまして、肥田委員さんの当初のご意見に賛成でありますという意見を述べさせてもらったわけでございますので、よろしくお酌みいただきたいと思ひます。

米原会長 大分ご意見が分かれているようでございますが、私としましては、今までのいろいろな委員さんのご意見をお聞きしておりまして、やっぱり合併方式は編入合併とせざるを得ないのではないかと。合併の時期につきましては、それは特例法の期限内の早い時期を目途とすると、この方法でいかにざるを得ない。それから、3番目の市の名称及び事務所の位置は、合併方式を前提として決定していくと、こういう結論を皆様方にご提示したいんですが、どうしてもこの3つの点について賛成できない、反対だという方は、済みませんが、挙手をいただけますでしょうか。

宮原委員 先ほどから何遍も言うとはるんですけど、違うんです。反対とか、そんなんと違うんですよ。何も反対してないんですよ。ただ、きょう初めての1回あったばかりの会合ですから、それで、そういう決定事項をせずとも、新設でも編入でもいいじゃないですか。そんなことしたところで合併するんですから、一緒になるんですから、ところが、その1回初めて会って顔つなぎしたそのままの、そのままのところで、どうしても結論を出さないかんと問題ではないのと違いますでしょうかと言うておるだけで、そんなもん議長ね、反対やと言うとんと違うんですよ。

肥田委員 議長の先ほどの反対、賛成の採決です。5人ですから、賛成の方が多かったんです。すぐ採決してもらったらよかったんです。それから宮原委員、日程的にね、私、議会の議長をしている関係で部屋の出入りが多いんです。いろいろな話も聞いています。まず、きょうこの問題も、きのうも報告も聞いておりました。ただ、日程的に非常に無理な点もありますので、あなた、いつでもいいからというわけに、ちょっと無理な点がございます。その点、ひとつご理解を願いたいんです。

米原会長 それでは、採決をしろというご意見が多いようでございますので、もう一度申します。

合併の方式については、原則として編入合併を前提に合併協議を進めていくものとし、合併の時期については、特例法の期限内の早い時期を目途とすること。市の名称及び事務所の位置は、合併の方式を前提として決定していくと、こういう結論について賛成と反対のご意見をお聞きします。

まず、これでいいとお考えの方、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

今、お一人座っていらっしゃらないようなので、お帰りになるまで待ちます。

(委員着席)

今、お帰りになられた委員さん、済みませんけども、ご不在のときに、ちょっと決をとらせていただきましたんですが、その内容は、合併の方式については、原則として編入合併を前提に合併協議を進めていくものとし、合併の時期については、特例法の期限内の早い時期を目途とすること。市の名称及び事務所の位置は、合併の方式を前提として決定していくと、こういう3つの結論について賛成していただけますか、反対ですかということ、ほかの委員さん方、一応挙手していただきましたので、賛成ですか、ありがとうございます。

そうしますと、29名の方が賛成していただいておりますので、一応この3項目で決定するというにさせていただきます。どうもいろいろありがとうございました。

それで、今の方、どうぞご発言していただけますか。

栗駒委員 慎重審議していただきたいという立場で意見申し上げましたので、議長さんの諮り方を、方式について、こういう方式でいこうと、期日についてはこうだと、これについて賛成か反対かというご提案でしたので、私は慎重審議を進めていただきたいという立場で、賛成、反対ではなしに意見を保留したいと思います。以上でございます。

米原会長 私の議事の進め方がちょっと悪かったものですから、時間をオーバーしてしまいましたけれども、きょうは予定しておりました案件につきまして、皆様方のご意見に基づく決定をさせていただきますので、どうか今後ともよろしくをお願いします。

事務局の方から、ちょっとまたご説明があるそうですので、お願いします。

吉田事務局長 それでは、協議第4号につきましては、今のご審議でありがとうございます。

た。

それで、資料45ページの今後の協議会の日程でございますが、少しご説明をさせていただきます。

5回目までの日程を記載してございまして、今後、原則月1回、議会等と日程が重複した場合には別途調整をさせていただきますが、毎月第3水曜日に合併協議会を開催したいという考えでございます。場所につきましては、奇数回を美原町、偶数回を堺市で実施したいと考えております。6回目以降につきましては、1回目から5回目の経過を踏まえまして、別途調整いただくということでございます。事務局からの説明でございます。

米原会長 一応、事務局の方で予定しております議題につきましては、ご意見を承ったわけでございますが、それ以外にも宮原委員さん等からきついお言葉もいただきましたけれども、それ以外に何か、この合併協議会につきまして、ご意見等がございましたら、会の最後にお聞きしたいと思います。

加藤委員 加藤均でございます。過日であります。美原町の方でチラシを配布しているのを拝見いたしました。それを拝見すると、公立幼稚園がなくなるのではないだろうか、そして私立幼稚園へ行くと負担がたくさんかかるのではないかと思われるようなチラシがかなり広い部分でまかれているようであります。この問題につきましては、私は一番、きょういろんなお話を聞いて感じたことではありますが、事務局にお願いすることは、しっかりとひとつ広報していただく。例えばきょうの我々が、最後まで日程が出てますよね。そういうのもどんなことをやるのか、全部市民の方、町民の方がわかるように、各戸にぜひ訴えていただいて、きょうのような状況も、できるだけ細かく、いろんないきさつがよく市民、町民の方が理解できるようなチラシを配って、ぜひやっていただきたいと思います。

今、幼稚園の問題については私は思うんでありますけども、過日の任意協議会のときに、内原委員がたしかお答えになったと思うんでありますけども、いろんな問題については、十二分に相手方を尊重し、きちっと努力をしていきますということをお答えになったというふうに記憶をしているわけです。私は今、この町民の方が大変幼稚園問題でご心配になっていらっしゃると思うんですね。ですから、これはぜひその話を受けて、いわゆる専門部会ですか、幹事会と専門部会があるわけでありまして、そこで取り上げて、一生懸命努力をしていただくと、それでそのまた努力した結果を町民の皆さんに広報いただくというようなことをぜひお願いをいたしたいと思いますが、いかがですか。

内原委員 本協議会の下部組織であります幹事会の幹事長を命ぜられています内原でございます。今、お話ありました件でございますけれども、合併につきましては、皆さん方あるいは会長さんや顧問からいろいろお話ありましたように、市と町の住民の方々のご意向あるいはご協力、ご理解が大変重要であるのは当然でございます。今、お話が出ましたようなこと、美原町さんのご意向あるいはそれのご趣旨を十分踏まえまして、それらのご意向に沿う

ように前向きに検討を進めまして、住民の方々からご支持を得られるように幹事会の方で議論して進めてまいりまして、まとめて協議会に上げさせていただきたい、このような所存でございます。以上であります。

米原会長 ほかに何かありませんか。

(「なし」という声あり)

大変不手際で20分以上会議が長引いてしまいましたことをおわび申し上げます。次回につきましては、7月16日午後1時から堺商工会議所で開催させていただき予定にしておりますので、委員の皆様方にはよろしくご出席のほど、お願い申し上げます。

吉田事務局長 事務局でございますが、今、いろいろご意見出ておりまして、広報の重要性というのを身にしみてございます。できるだけ本日の会議内容も含めまして、きちっと広報していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

米原会長 これで第1回協議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。  
午後4時22分閉会

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成15年 月 日

会 長 米 原 淳七郎

署名委員 内 原 達 夫

署名委員 池 田 範 行